

# 富山地方最低賃金審議会

## 第3回 富山県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年 8月3日(月) 午前10時00分～午前12時20分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1. 金額審議		
議事要旨・議事録	<p>1. 前回に引き続き、労使の基本的主張がなされた。</p> <p>(1)労働者側の主張</p> <p>① 連合がまとめた春闘の結果では、「有期・短時間・契約等労働者の賃上げ」結果として、加重平均では27.11円となっている。当該結果を割り戻すと富山県では時間額23円となる。よって、本年度の富山県最低賃金の改正額として時間額23円を提示する。</p> <p>② 富山県の有効求人倍率は低下したとはいえ1倍を超えており、リーマンショックの際の0.4倍といった状況には至っていない。また、北陸の失業率も全国より低い数値であり、コロナ禍とはいえ富山県の雇用情勢はそこまで悪くないのではないか。</p> <p>③ 一部の企業が第一四半期の決算を報告しているが、確認した限り富山県において赤字決算の企業はなく、経済状況も中長期的に回復を見込んでいるような企業が多い。よって、富山県の雇用・経済状況をふまえると、一定程度の最低賃金額上げが妥当ではないか。</p> <p>(2)使用者側の主張</p> <p>① 巣ごもり需要の「スーパー」や在宅勤務の普及促進による「通信」関係の企業の業績が良いのは理解できるが、業績が良いのは限られた一部の企業だけであり、他の大多数の企業はコロナ禍により業績は低迷している。</p> <p>② 労働者側は「コロナ禍だからといって、昨年まで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではない」と主張されるが、今はコロナ禍による未曾有の状況であり、経済の流れも滞り技能実習生も日本に渡航できない非常事態である今年は、最低賃金を改定することはあり得ない。</p> <p>③ 使用者側として、前回と変わらず最低賃金額の凍結を提示する。</p> <p>2. 公益委員を中心に労使の意見の調整に努めたが、結論が得られなかったことから、令和2年8月4日に第4回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。</p>		